

別紙1-1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 大橋 麗子

論 文 題 目

肢体不自由児施設における虐待を受けた子どもの支援に関する研究

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 氏家達夫

名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 窪田由紀

名古屋大学心の発達支援研究実践センター教授 鈴木健一

論文審査の結果の要旨

虐待を受けた子どもが肢体に障害をもつ場合、社会的養護先として、肢体不自由児施設が選択されることがある。肢体不自由児施設に入所する虐待を受けた子どもは増加しており、肢体不自由児施設は、障害をもつ子どもの治療、訓練に加え、障害をもつ虐待を受けた子どもに社会的養護を行う役割も担っている。しかし、肢体不自由児施設における、虐待を受けた子どもの支援についての研究は、多くが事例研究であり、かつよい結果を得られた事例の報告に限られている。肢体不自由児施設における虐待を受けた子どもとその養育者に対する系統的な支援システムの研究はなく、それぞれの職員が試行錯誤で虐待を受けた子ども及び養育者に支援を行っているのが現状である。

このような現状を踏まえ、本論文では、虐待を受けた子どもに対する肢体不自由児施設における支援課題を明らかにし、その解決策について示唆を得ることを目的とした。

本論は、以下の 6 章で構成されている。

第 1 章では、現在の肢体不自由児施設及び近接領域における、虐待を受けた子どもの支援を先行研究から概観し、肢体不自由児施設の支援課題を明らかにするための研究課題を示した。肢体不自由児施設における、障害をもつ虐待を受けた子どもやその養育者への支援についての系統的な研究はほとんどない。本章では、虐待を受けた子どもの支援を行う肢体不自由児施設の職員に焦点を当て、職員が経験している支援における困難と、支援が機能している状況を双方向から調査することで、肢体不自由児施設における、虐待を受けた子どもの支援にはどのような課題があり、その課題を解決していくためには、どのような方法がありうるのかを明らかにするという目的を示した。

第 2 章では、研究 1 と研究 2 からなる。研究 1 では、虐待を受けた子どもに支援を行う肢体不自由児施設の職員を対象とし、支援の際に経験する困難について記述したデータをボトムアップに分析することで、肢体不自由児施設の職員が経験する困難を統合した全体構造を把握した。研究 2 では、肢体不自由児施設の看護師を対象として調査を行った結果、虐待を受けた子どもの支援のなかでも、特に子どもの家族への直接的支援に困難を感じていることが明らかとなった。また、施設勤務年数が短い看護師は、虐待を受けた子どもの基本的な支援や退所に向けた協働において困難を感じやすいことが明らかとなった。

第 3 章では、支援が機能している状態に着目し、肢体不自由児施設で支援が機能する時にはどのようなことが起こっているのか、その全体構造を知ることが目的と

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

して調査を行った。その結果、個別担当性のもとで、虐待を受けた子どもに配慮した、子どものペースに合わせた個別的対応が行われていること、子どもにかかわる職員の支援の方向性が一致していること、養育者に対しても外部機関と連携して積極的にかかわりを継続的に行っていること、職員個別の知識だけではなく、施設全体に子ども虐待についての理解がある前提が示されていた。

第4章では、治療的養育により肯定的変化をたどった事例について、感情調整と内省機能の点から分析を行った。その結果、子どもが変化する過程では、日常生活支援を行う職員がアタッチメント対象として機能することの重要性と、そのために子どもの視点から生活の構造を見直し、子どもが安心できる明確なルールや人的環境をチームで構成することの必要性が示唆された。

第5章では、肢体不自由児施設の1病棟を対象に、虐待を受けた子どもの基本的理解とその支援について研修を実施し、その前後の職員の態度やバーンアウトの状況、子どもへの対応について調査を行った。その結果、施設勤務年数の短い職員は勤務年数の長い職員に比べて、子どもに対して、「ネガティブな感情的対応」や「距離をおく対応」を多く行っていることが確認された。子どもに対する「ネガティブな感情的対応」が高まることがバーンアウトのリスクとなることも確認された。研修によって、職員の主観的な子ども理解が高まり、他の職員に子どもの対応の応援を頼みやすくなったという変化がみられた。しかし、研修により、職員の対応やバーンアウトに変化は見られなかった。

第6章では、総合的考察として、本論で明らかになった虐待を受けた子どもに対して肢体不自由児施設で支援を行う上での課題をまとめた。職員には、障害をもつ子どもの虐待の影響を評価し、他の職員と共通理解すること、支援の目標を設定することに困難があることが明らかとなった。解決策のひとつには、知的な障害をもつ虐待を受けた子どもの状態を評価できる指標の開発が急務であることを示した。また、肢体不自由児施設で治療的養育を行うためには、職員が虐待を受けた子どもの特徴を踏まえた上で、それぞれの専門的支援を行うことが望ましく、そのためには、段階的継続的に職員が学ぶことができる研修等のシステムの存在が必要である。特に子どもに密接にかかわる日常生活支援を行うケアワーカーには、専門的知識やスキルを学ぶ機会、自らが行う支援や子どもとの関係性を確認できる機会を定期的に設定することが重要である。治療的養育環境の整備の方法、養育者・家族に対して支援を行う際には、状況に合わせて外部機関と役割を調整し、場合によっては、肢体不自由児施設が主体となって支援を行う役割も検討する必要もある。

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

以上の論文内容について、審査委員から次のような評価がなされた。

- ①この研究を通して、肢体不自由児施設に入所している虐待を受けた子どもを支援するための課題を明らかにすることに成功している。また、それらの課題の解決策の1つとして研修を行って、期待される成果を上げている。
- ②この研究の成果は、肢体不自由児施設だけでなく、むずかしさをもつ子どもの親の問題を理解し、支援を行う上でも有用であると考えられる。経験年数の浅さに関連する知識や態度がバーンアウトにつながる可能性が示されているが、その知見は肢体不自由児施設で働く職員だけでなく、むずかしさをもつ子どもの親の子どもに対する不適切な行動を説明する可能性もある。職員への研修が一定の効果をもっており、それを親への支援アプローチに活用する可能性もある。

一方で、審査委員会から、次のような問題点が指摘された。

- ①この論文では、肢体不自由児施設に入所する虐待を受けた子どもへの支援について、いろいろな主体ごとに課題やすべきことを分析、整理している。しかし、だれを主体とするかについての統一性がないため、全体システムが見えにくくなっている。
- ②研究5の研修では、職員のバーンアウトに焦点化しているが、バーンアウトは研修の必要性や効果を見るための指標である。研修自体により焦点化した考察が必要だったのではないか。
- ③この論文の分析では、経験年数は単なるカテゴリ変数として扱われているだけであり、経験によって何がどのように変化（発達）するのかが十分に見えてこない。経験の浅い人たちの考え方や困難の捉え方をさらに深く追究するともっとよかったのではないか。

申請者は、審査委員から指摘された問題点をよく認識しており、指摘に対する回答も適切であった。申請者は、それらの問題を今後の研究で取り組むべき課題であると認識しており、審査委員会は、申請者が今後の研究でこれらの問題を解決できるものと判断した。

よって審査委員は、全員一致で本論文を博士（心理学）の学位に値するものと判断し、論文審査の結果を「可」と判定した。

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨